

【論 文】

## スウェーデンの家族政策

花園大学助教授 古橋エツ子

### 要旨

スウェーデンの家族政策は、ヨーロッパ諸国と同様に出生率の低下に起因している。そのため、人口増加という視点が明確にされている。しかし、ヨーロッパ諸国の家族政策との相異は、家族の側に子どもの出産・育児の選択を委ねつつ家族を援助していくことにある。スウェーデンの家族政策は、(1)子どものいる家庭への援助、(2)保育サービスの充実、(3)あらゆる分野での男女平等促進等がその基本的目標として行われている。具体的には、児童手当や両親手当等の支給、各種の保育施設や保育サービス、そして、男女労働者が共に労働生活と家庭生活の調和をはかることが出来る施策が試みられている。

また、伝統的な家族形態の変動による家族機能の弱体化に対しては、個人が選んだその生活を国が条件整備していくという姿勢を示している。その姿勢は、事実婚、同姓婚等の法的位置づけ、婚姻外の子どもが実子とまったく同じ法律上の権利を有すること、単親の場合には両親手当を両親合計分受給できること等の中にみられる。

こうしたスウェーデン家族政策のあり方は、高齢化社会をむかえ、家族形態や人口構造の激しい変化への対応策として、注目される。

### 1 はじめに

スウェーデン家族政策の発端は、ヨーロッパ諸国と同様に出生率の低下に起因している。そのため、基本的には、人口政策としての家族政策という視点がかなり明確にされている。しかし、ヨーロッパ諸国の家族政策が、単に出生率の上昇や子どものいる貧困家庭を中心とした援助を目的としているのに対して、スウェーデンの家族政策は、人口増加という人口政策を進める際に、まず、家族側に子どもの出生に関する選択を委ねつつすべての家族に援助をしていくとする姿勢を示している<sup>1)</sup>。

歴史的に見ると、1934年のミュルダール夫妻著の「人口問題の危機」の警鐘が、家族政策への第一歩となっている。具体的には、児童手当等の子どもの養育費用に対する援助、出産費用の無料化、女子労働者に対する妊娠・出産を理由とする解雇禁止等がされた。その反面、妊娠中絶も認可されている。また、1960年代後半からは、既婚女性の就労率上昇により、子どもの保育サービスと男女労働者がともに家事・育児と労働の調和をはかるための政策が展開されていった。さらに、家族政策にとって重大な人口現象となる、結婚の減少、同棲の増加、離婚・再婚の増加、単親家庭の増加等、多様な家族形態に対応した援助の充実が目指されている。

こうした中で、スウェーデン家族政策は、(1)多様な家族形態を前提とした子どものいる家庭への援助、(2)子どもへのより良い保育サービス、(3)男女の経済的独立性を目指した男女平等の促進等を基本的目標として行われている<sup>2)</sup>。

以下、スウェーデン家族政策の基本的目標として行われている具体的な施策と、その施策に関連して論議されている点について述べてみたい。

## 2 子どものいる家庭への援助

スウェーデンの子どものいる家庭の構成は、図Ⅰの如く、法律婚の家庭、離婚による単親家庭、再婚もしくは再々婚の家庭等と多様である。この中には事実婚(SAMBO)家庭の子どもの数は入っていないが、スウェーデンの現行制度の下では、「すべての子ども」を対象に援助がされている。まず、子どもの養育費用に対する援助としては、児童手当、奨学手当(教育手当)、住宅手当等がある。また、単親家庭の子どもも、もしくは、どちらの親とも同居していない子どもに対しては、扶養費立替え払い制度による児童扶養手当がある。なお、出産や育児に関する援助としては、「すべての親」を対象とした両親手当制度がある。

### (1) 児童手当・奨学手当

1941年に設置された新しい人口問題委員会は<sup>3)</sup>、(1)出生率を高めるため、(2)「公平性」の視点からも子どものいる家庭が子どものいない家庭より経済的貧困に陥らないように、(3)社会政策的配慮から子どもの成長のための生活保障をすること、等を提案した。この提案によって、1948年からすべての児童を対象とする児童手当

が支給されるようになった。児童手当法制定(Lag om allmänna barnbidrag <SFS1947:529>)への段階で、人口問題委員会は、1920年以降に実施されてきた児童扶養控除の拡充も一つの方法として検討するため実態調査をした。しかし、低所得世帯ほど扶養控除に基づく減税効果が発揮されていないことが判明したため、「すべての所得階層の人々に等しく子どもの養育費用を保障する」公平な児童手当の支給が実施されることとなった<sup>4)</sup>。

児童手当は、すべての子どもに16歳の誕生日まで、家族の収入に関係なく毎月支給される。1988年現在、手当金額は子ども1人につき1年間5820クローナ(約13万円)である。1982年以降、多子加算が導入され、3人目の子どもは50%の加算がされ、4人目からは160%の加算ができる<sup>5)</sup>。なお、子どもが16歳に達したときに義務教育が終了していない場合には、児童手当が延長して支給される<sup>6)</sup>。

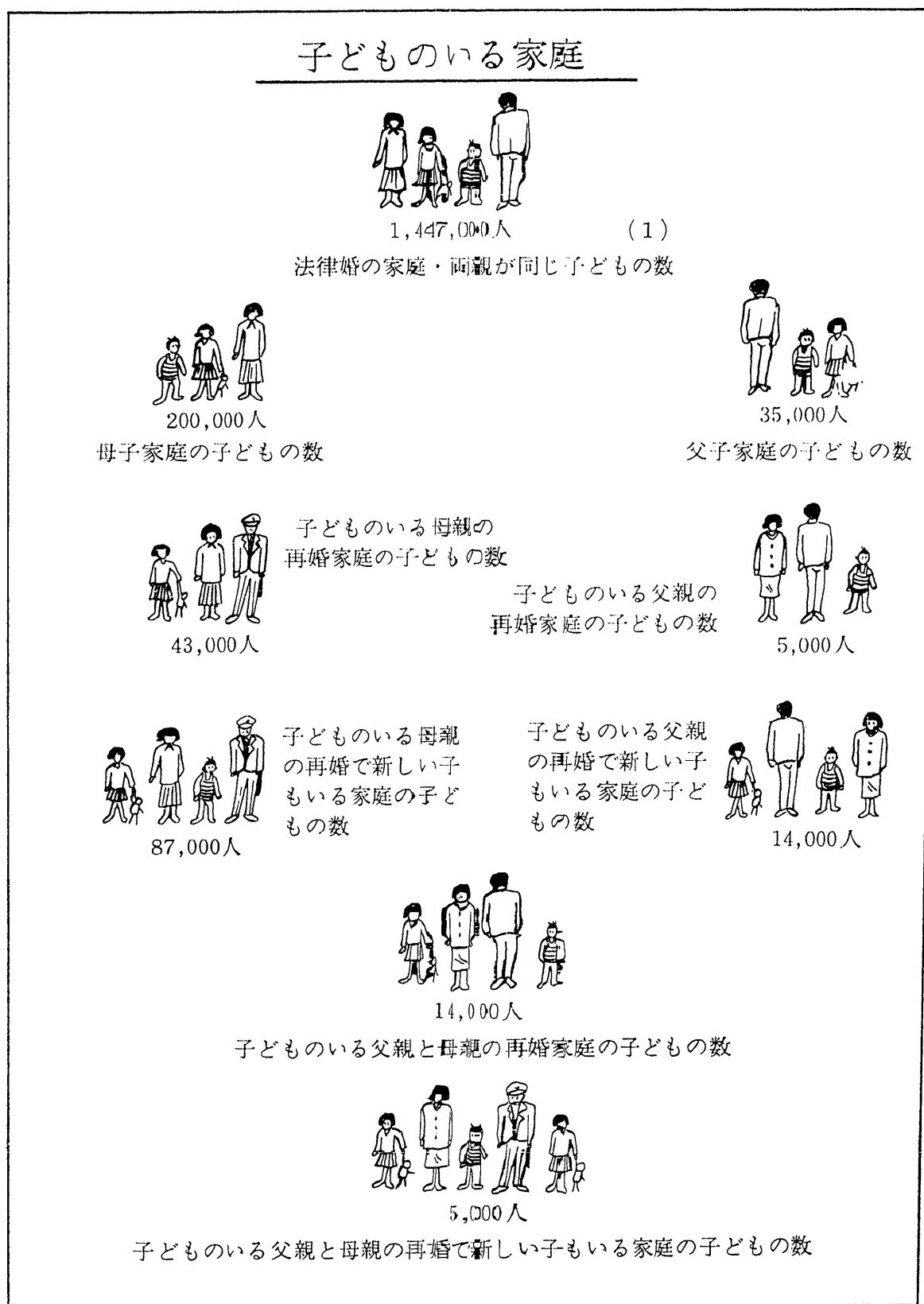
奨学手当は、子どもが16歳以後まだ学生の場合に、20歳まで引き続き児童手当と同額の手当金額が支給される。1987年以前は、夏休みはアルバイトしなさいという趣旨から、手当は年間9か月分の支給であった。

これらの手当は、すべて全額国庫負担で非課税扱いである。現在、児童手当は、子どものいる家庭の養育費の30%前後を占めており、どの政党も児童手当の重要性を認めている。

### (2) 住宅手当

住宅手当は、17歳未満の子どものいる家庭を対象に、国とコムューンから支給される。手当額は、家族の所得額、家賃の額、子どもの数(実子、養子、里子、通常は施設で過ごしているが休暇には帰宅する子どもも入る)により審査され

図1



注(1) 実の親と暮している子どもの数は、合計1,501,000人。そのうち、両親が同じ子どもの数は1,447,000人で、異父母の子どもの数は57,000人。

出所：統計庁、1987年。

る。子どもが17歳以後まだ学生の場合は、20歳まで延長して支給されるが、手当額は50%減額となる<sup>7)</sup>。子どものいる家庭全体の三分の一が住宅手当を受けており、単親家庭、親の一方が在宅の家庭、多子家庭に受給者が多い。住宅手当は、非課税扱いである。

### (3) 児童扶養手当

児童扶養手当は、国が親の扶養義務の一時的肩替りとして、養育費の一定部分を現に子どもを育てている養育者に立替え払いする制度(Lag om bidragsförskott <SFS1964:143>)である<sup>8)</sup>。この手当は、未婚もしくは離婚による単親家庭の18歳未満の子ども、または、どちらの親とも同居していない18歳未満の子どもに、以下の条件を充足する場合に支給される。

- ① 離婚の際、裁判所で養育費が決定されていること（両親が未婚の場合は、父親の確認が必要である）。
- ② 裁判所で決定された養育費が、児童扶養手当の金額より低額の場合、養育費が支払われていない場合、または、父親の確認手続中の場合。

立替えられる最高限度額は、基礎額(Basbelopp. 国が年金等の受給年額を決定する際、物価事情を考慮して定める額)の40%もしくは30%である<sup>9)</sup>。国は、債権者として扶養義務者に対して、立替え払いをした児童扶養手当金額の返還を求償する。1986年の返還率は、82%である。

児童扶養手当は、併給される児童手当と同様に非課税であり、全額国庫支出である。1980年代に入ってからは、国の立替えに必要な国庫支出の急増による児童扶養費立替制度の見直しが問題となった。そのため、社会省は「1987年児

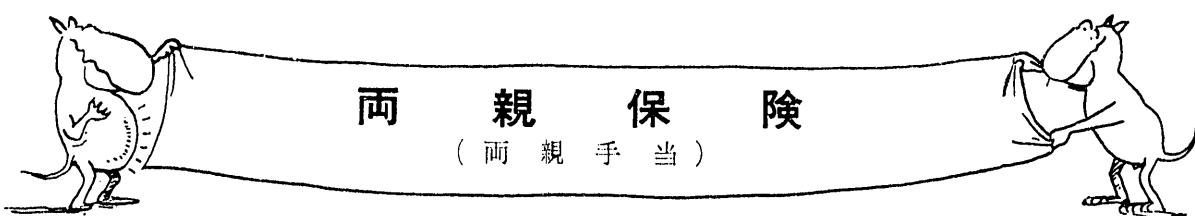
童扶養委員会」を設置し、ここ2年間をめどに制度の見直しを検討している<sup>10)</sup>。主な検討項目は、①国庫支出の急増、②立替えした扶養費の返還が困難なこと、③立替えや返還にかかる諸経費の増加、④扶養費立替制度を利用できない親たちに対する不公平の問題等である。

### (4) 両親手当制度

かつて、出産に関しては、働く母親のみに出産手当が支給されていた。ところが、1974年に女子労働者の出産休暇が廃止され、代りに働く両親の出産・育児から職場復帰までの一連の権利を保障する育児休暇法が制定された。これに連動して出産手当も廃止され、新たに両親手当制度が国民保険法(Lag om allmän försäkring <SFS 1962:381>)の中に新設された<sup>11)</sup>。

ただし、両親手当制度は、「すべての親」の出産・育児等を対象としているため、家庭にいる収入のない親に対しても両親手当を支給している。働いている親との相異は、働いている親が、育児休暇中の所得補償として本人の傷病手当相当額((本人の年間所得総額÷365)×90%)を両親手当として受給できるのに対して、家庭にいる収入のない親は、両親手当の最低保障額(1989年1月1日現在、1日60クローナ=約1300円)を受給する点である。すべての親は、両親合計で(単親は1人で)子どもが4歳までの間に360日間分の両親手当を受給できる。後述の1歳半の保育所全員入所との関連で、段階的に1991年を目標に、両親手当は、360日間から540日間(1年半)へと受給日数増加が予定されている。また、働いている親は、両親手当の他に、子どもの病気・授業参観・父親の子どもの出生に関する世話等を事由とする一時介護両親手当の受給ができる(表I参照)。

表 I



こんなときに！	補償は？	期間は？	期限	保険事務所への届出	雇用主への届出
妊娠中	妊娠手当	50 日間	出産予定60日前 から10日前まで		配置転換の場合は 少なくとも1か月 前に申し出る
	両親手当	60 日間 (合計で360日間)	出産予定の 60日前から		少なくとも2か月 前か、または、出 来るだけ早く
出産／養子縁組	"	360 日間	子ども4歳まで		"
	父親のための一時 介護両親手当	10 日間 各子ども毎に	子が家に帰ってから 60日以内／子の世話 をするときから		少なくとも 1週間前に
出産に関する両親教育 の受講	両親手当	(上記と合計で) 360 日間	出産の直前、直後		
			休暇を取る日に 子ども4歳まで		
子どもを保育所、就学 前学校、ファミリー保 育所（地域での子どもの ケアも含む）になれ させるためにでかける					
子どもと話したり、 いっしょに遊んだり する					少なくとも2か月 前か、または、出 来るだけ早く
子ども、または、いつ も子どもの世話をし ている人の病気、伝染病	一時介護両親手当	60 日間 各子ども 各年毎に	子ども12歳まで		休暇を取る日に
家にいる親が病気の子 どもを医者に連れて行 かねばならないとき、 交替して家にいる他の 子どもの世話をする					
児童福祉センター、 保健所、歯の治療に 連れて行く					
子どもの保育所、就学 前学校、小学校、学童 保育所、または、両親 教育に参加する	一時介護両親手当 (参観日と呼ばれ ている)	2 日間 各子ども 各年毎に	子ども4～12歳 まで		少なくとも 1週間前に

出所：保険事務所 (FÖRSÄKRINGSKASSAN) 1986年1月

各家庭における両親手当の受給状況は、360日間分のうち平均300日間である。また、父親の両親手当の受給率は25%どまりであるが、子どもの病気等を理由とする一時介護両親手当は、ほぼ母親と同率の50%をしめている。さらに、子どもの出生に関する父親だけの一時介護両親手当は、85%となっており、その定着ぶりをみせている。

なお、家庭で育児をする場合は、所得比例年金については受給資格年限の30年の中に算入されなかつたが、育児のために主として家庭にいる親が不利益を蒙らない配慮として、1982年以降、家庭にいる親の育児年数も所得比例年金の受給資格年限に算入されることとなつた。ただし、両親手当と一時介護両親手当は、いずれも課税対象となるため<sup>12)</sup>、相応の所得税がかかり、また、所得比例年金対象所得としても計算される。

### 3 保育施設等

両親が共に働くことが珍しくなくなった1970年代は、1978年を境いに保育時間の短い幼稚園から保育所へと子どもの数は急激な移動をみせている。同時に、学童保育所の子どもの数も伸びている<sup>13)</sup>。この時期、スウェーデン家族政策は、保育施設の拡充を重要なプログラムとして他の施設より優先的に行っている。1975年の政府とコミューン連合会(Svenska Kommunförbundet)の間の保育施設拡充に関する5か年計画協定(1976年～1980年)に、その意気込みがみられる。しかし、実際には、その目標を達成することが出来なかつた。そのため、1985年秋、前述の両親手当の受給日数増加と連動させて、子どもたち全員を1歳半から保育所に入

所できるよう1991年を目標とした保育所の増設が、国会で決議された。財政的な困難にもかかわらず、保育所の増設が家族政策の中で最も重要な目標とされたのである<sup>14)</sup>。現在、保育施設等は、社会サービス法(Socialtjänstlag<SF-S1980:620>)に規定され、コムューンが国の補助金を受けて運営している。

#### (1) 保育所・幼稚園・就学前学校

保育所、幼稚園、就学前学校は、カリキュラムは同じで、相異は保育所が全日制(1日5時間以上過ごす)、幼稚園と就学前学校がパートタイム制(1日3時間、1週15時間以上過ごす)のプログラムとなる点である。保育所は、親が働いているか、学習していることを条件として、生後6か月以上の子どもから入所できる。保育料は、親の所得額に応じて支払う。

就学前学校は、前述の5か年計画協定との関連で1975年から各コムューンによって、コムューン在住の子どもが6歳になった秋から就学前までの1年間を過ごせるように整備されることとなつた。そのため、保育所と幼稚園とを統一的に就学前学校と表現することになり、子どもたちは、6歳の秋から従来の保育所もしくは幼稚園のいずれかを就学前学校として無料で利用できる。

新しい試みとして、最近、オープン型の就学前学校が始まられた。各々の親と子どものペースにあわせて参加することができる。また、他の親子との交流や体験交換もできるようになっており、無料である<sup>15)</sup>。

#### (2) 学童保育所(余暇センター)

学童保育所は、7歳から12歳までの子どもの登校前と下校後の余暇活動の場となっている。

この余暇活動の目的は、子どものより良い成育と、子どもに安全な環境を提供すること、加えて、両親の家庭生活と労働生活の両立を可能にすることにある。

### (3) ファミリー保育所

ファミリー保育所は、0歳から12歳までの子どもを個人の家庭で預かる保育所である。コムーネに登録されて国の補助金を受け、プログラムもみな同じで、保育所や学童保育所の補助的な存在としてではなく、正式な制度としてその役割を果たしている。

### (4) 夜間保育所

夜間保育所は、親が労働時間の不規則な仕事や夜勤のある仕事をしている場合に入所できる。子どもの入所に際しては、親子が慎重に三つの段階を経て慣れてから入所することが配慮されている<sup>16)</sup>。1987年現在、12のコムーネに夜間保育所が開設されているが、いまだ十分でない。目下、全コムーネに夜間保育所を設置するため、予算が計上されている。

### (5) 保育施策に関する論争

スウェーデンの家族政策において、子どものいる家庭への「援助」に対しては、政治的な論争はない。しかし、その援助の目的や方法については、それぞれの政党から提案がされるため、総選挙の際には、家族政策の争点となっている。前述のように、児童手当や両親手当等の役割および重要性は、どの政党も認めているが、保育所の増設に関して論議がされている。

すなわち、野党である保守政党（自由党、中央党、稳健連合党）は、私立保育所の建設に際して国の補助金がおりなかったことにも関連し

て<sup>17)</sup>、1985年の総選挙で保育所の増設より「養育手当」（児童手当や両親手当とは別に、就学前の子どもを対象としている手当）の新設を主張した<sup>18)</sup>。この主張の背景には、「小さな子どもを育てるためには、保育所か養育手当か」という1985年の調査（ただし、16歳～24歳までの1800人対象の調査）で、46%が養育手当を望んだことや、与党（社会民主労働党、共産党）の政策では、小さな子どもの母親を家庭の外へ追い出して大切なskinshipを奪っているという反発があるからである。これに対して、与党は、養育手当の新設よりも児童手当の増額を主張し、また、保育所の増設を止めることは母親を家庭に帰す意図があり、あらゆる分野の男女平等に反すると反論した。

こうした論争は、1988年秋の総選挙においても争点のひとつとなっていた。しかし、今回の総選挙で野党が敗退したことにより、養育手当に関する進展はみられていない。

## 4 あらゆる分野での男女平等

1980年代に入ってからのスウェーデンは、男女平等に関する法律上の条件整備だけでは達成できなかった家庭生活での家事・育児への男女平等に、一步踏んでいる。しかし、プライベートな部分に口をはさむというものではなく、あくまで、その視点は、家庭生活の中で平等を達成するためには、労働生活、特に、労働時間をどうとらえるかにおかれている。そのため、伝統的な男性の役割を考えたり、労働生活と家庭生活との調和を男女間ではかるべく労働時間短縮を進めることができれている<sup>19)</sup>。

### (1) 「男性の役割を考える委員会」の設置

「労働生活の場」で円滑に男女平等が行われるように男女雇用平等法 (Lag om jämställdhet mellan kvinnor och män i arbetslivet <SFS1980 : 412>) 等の法整備がされ、現在、7歳以下の子どものいる女性の87%が労働市場へ進出している。しかし、男性の「家庭生活の場」への進出は、育児休暇法 (Lag om rätt till ledighet förvärd av barn, m. m. <SFS1978 : 410>) 等の法整備がされたにも拘らず、あまりかんばしくない。その原因としては、一つは、両親手当制度によって育児休暇中の所得補償がされているとはいっても、いまだ男女間の賃金格差 (1985年の男女賃金比は、100 : 90) があるため、男性が休むと収入が減るということが障害になっていること、二つには、調査にも表れているように<sup>20)</sup>、女性の教育レベルが高い場合は男性の育児休暇取得率を高めているが、工場労働者等の中には伝統的な性別役割分担意識の強い男性が多く、育児休暇取得に対して消極的になっていることである。

こうした現状に対して、真の男女平等を達成すべく<sup>21)</sup>、1983年に「男性の役割を考える委員会」(Arbetsgruppen om Mansrollen) が労働省に設置された。この委員会は、1984年から1986年までの間に、「父親の役割」「労働生活における男性の役割」「男らしさについて」「女性の多い職場で働く男性」等、数々の労働セミナーやシンポジウムを開催し、その結果を報告書にしている<sup>22)</sup>。また、金属工業や道路工事関係等、5つの職場のプロジェクトに対して、育児休暇のより良い利用を目的とした実験が、1987年から1988年にかけて行われている<sup>23)</sup>。

### (2) 労働生活と家庭生活の調和

男性の役割を考える委員会の設置と時を同じくして、労働省に「労働時間問題委員会」(Delegationen för Arbetstidsfrågor. 以下、DELFA という) も設置され、労働時間短縮を中心討議された。DELFA は、「望ましい労働時間」「時間か金か」「週70時間労働一いかに分けあうか」「平等な週労働時間一その可能性と障害」等を討議して、14の報告書「DELFA Rapport」にしている。

これらの報告書の中では、25歳から44歳の女子労働者の労働時間が最も長く、しかも、労働生活と家庭生活の合計時間が、男性(週65時間)より女性(週74時間)の方が9時間も多いという実態が述べられている。そして、まず、労働生活と家庭生活のバランスを男女間ではかることを提起している<sup>24)</sup>。さらに、この男女間のバランスをはかるためには、家事・育児といった家族的責任を分担できるように、労働時間短縮と育児休暇の取得が強調されている<sup>25)</sup>。

## 5 おわりに

本稿では、十分に述べることが出来なかったが、スウェーデン家族政策の特長は、子どもの出産・育児の選択を家族の側に委ねていることにある。それは、国が家族の側に委ねる出産・育児に関する選択項目を多くしていこうとする施策の中に見ることができる。例えば、妊娠・出産に関わる費用（病院への交通費も含む）の無料化、妊娠中絶の決定権を女性に認めたこと、児童手当・住宅手当・児童扶養手当等、各種の保育所の増設、すべての親を対象とする両親手当の受給日数の増加、子どもの病院等への付添

いのための交通費の支給、授業料・学用品・給食費の無料化、子ども用のホームヘルパー制度、家庭にいる親の育児年数を年金受給資格年数に算入すること等が挙げられる。

また、伝統的な家族形態の変動による家族機能の弱体化を、単に補足するというのではなく、いかにして「その個人」が選んだ生活を国が条件整備していくか、という姿勢が示されている。例えば、婚姻関係に関しては、事実婚、同性婚等が法的に位置づけられており<sup>26)</sup>、また、子どもについて言えば、法律婚、事実婚にかかわらず、子どもの法的地位はすべて「実子」として保障されており、法律上および社会生活上の不利益を蒙らない配慮がされている。

さらに、出産・育児に関する一連の行為を男女が共に関わることが出来るように、異なった法領域の改正や立法化を進めた点は、注目される。例えば、婚姻法、親子法を改正して子どもへの扶養義務を男子平等にしたり、従来の男女労働者のみを対象とした出産休暇と出産手当を廃止して、世界で初めて、両親を対象とした育児休暇と両親手当制度を制定したこと等である。この他、子どもの出生前後の両親教育、労働生活を継続するための労働時間短縮型育児休暇の導入、子どものための一時介護両親手当の受給事由の増加等が挙げられる。特に、男性の両親手当や一時介護両親手当の受給率をあげるため、1985年の改正の際、社会保険事務所への受給手続きをすべて電話等の届出でよいとした。また、子どもの授業参観や、子どもを医者につれて行くときに家にいる他の子どもの世話が必要な場合等は、両親の同時受給を認めている。

従来、多くの女性たちは、出産・育児について「子どもか、仕事か」の選択をせまられてきた<sup>27)</sup>。しかも、出産休暇・育児休暇の権利は、

そのほとんどが女子労働者だけに「女子保護規定」として定められているため、労働生活の場での男女平等の際にも、「保護か平等か」が問題とされてきた。この点を、スウェーデンは、前述のように、男女が共に労働生活と家庭生活を調和させつつ、「子どもも、仕事も」可能にさせていく施策をすすめている。家族政策のあり方は、多くの国々が高齢化社会をむかえ、家族形態や人口構造の激しい変化への対応策として現実的課題となってきた。その意味で、スウェーデンが、今後どのような家族政策をうちだしていくかは、興味深い。

### 注

- 1) "Social Security Measures Designed to Support and Strengthen the Family", REPORT I DEMOGRAPHIC DEVELOPMENT AND SOCIAL SECURITY, Fourth European Regional Conference, ILO, Sept. 1987, pp. 30~51.
- 2) "STEG PÅ VAG" (SOU 1979 : 56), Nationell Handlingsplan för Jämställdhet Utarbetad av Jämställdhetskommittén, 1979, s. 61~78. "FAMILY POLICY IN SWEDEN", Socialdepartementet, Stockholm, 1986, p. 3.
- 3) ミュルダール夫妻の「人口問題の危機」が喚起した世論により、1935年、国会に人口問題委員会が設置されたが、第二次大戦により中断された。「スウェーデンの社会保障制度」カール・G・ウワー著、山上賢一訳、八千代出版、1977年、13頁。
- 4) 飯野靖四「スウェーデンにおける児童手当制度の動向」児童手当、1979年9月、5~6頁。
- 5) 1982年は、3人目が25%加算で4人目からは50%加算であった。1987年には、3人目が50%加算で4人目からは100%加算となり、1988年1月1日以降、4人目からは160%加算と改正された (SF-S 1987 : 548)。
- 6) かつて、延長手当は文部省の管轄として教育行政の一環と位置づけられていたが、1986年7月1日以降は、児童手当と同様に社会保障制度として位置づけられた (Lag om förlängt barnbidrag)

- <SFS1986 :378>)。太田義武「社会手当」、『スウェーデンの社会保障』社会保障研究所編、東京大学出版会、1987年、197頁。
- 7) 小野寺百合子・藤田千枝「児童福祉政策—すべての児童のために—」、『スウェーデンの社会政策』スウェーデン社会研究所編、成文堂、1981年、177～178頁。小野寺百合子「住宅手当」、『スウェーデンの社会保障』社会保障研究所編、東京大学出版会、1987年、220～225頁。
  - 8) スウェーデンの養育費立替え払い制度については、以下が詳しい。竹崎孜「片親児童の生活保障について—スウェーデンの養育費立替制度—」社会福祉研究第41号、1987年10月、86～90頁。
  - 9) 親の一方のみが養育費を支払う扶養義務者の場合は、国が基礎額の40%を立替え払いする。両親双方が扶養義務者の場合は、国が基礎額の30%を2人分立替え払いする。
  - 10) なお、1990年1月1日施行を予定して、1988年に一部改正がされた(SFS 1988 : 885)。
  - 11) スウェーデンの両親手当およびその形成過程については、以下を参照されたい。古橋エツ子「スウェーデンの育児休暇法と両親手当制度」婦人労働第12号、婦人労働研究会、1987年、71～77頁。同「スウェーデンの育児保障制度」早稲田法学第64巻4号(佐藤昭夫教授還暦記念論集)、1989年3月。
  - 12) Kommunalskattelag (SFS 1928 : 370), 3 Kap. §19.
  - 13) "Child Care Programs in Sweden", FACT SHEET SON SWEDEN, The Swedish Institute, 1984, p. 2.
  - 14) FAMILY POLICY IN SWEDEN, p. 8. "DEN OJÄMLIKA BARNOMSORGEN!", Landsorganisationen, maj 1987, s. 25. なお、児童福祉の財政については、以下を参照されたい。城戸喜子「スウェーデンの社会福祉制度(II)—児童福祉と老人福祉の財政を中心に—」季刊社会保障研究第23巻2号、東京大学出版会、1987年、240～244頁。
  - 15) "ÖPPEN FÖRSKOLA-OPEN NURSERY SCHOOL-A MEETING PLACE FOR CHILDREN AND ADULTS TOGETHER", Socialförvaltning, Stockholm.
  - 16) DEN OJÄMLIKA BARNOMSORGEN!, s. 17～24.
  - 17) この点に関して、社会省は、子どものためには當利を目的にしたものであってはならないと、私立保育所の設置を批判している。また、LO(ブルーカラー組合の90%が所属)とTCO(ホワイトカラー組合の75%が所属)も私立保育所建設には、反対している。
  - 18) 前掲、太田義武「社会手当」、190～191頁を参照されたい。
  - 19) Elisabet Näslund, "WORK AND FAMILY-A COMBINATION MADE POSSIBLE BY PART-TIME WORK AND PARENTAL LEAVES?" Arbetslivscentrum, april 1986. Agneta Nilsson, "CHANGES IN PARENTHOOD-EXPERIENCES OF SHARED PARENTAL LEAVE", Socialstyrelsen, 1985.
  - 20) この調査は、男女平等委員会の要請により、21歳から60歳の典型的なスウェーデン男性6000人を対象に行われた。年代別では、20代後半の男性の、また、職種別では、国家公務員の育児休暇取得率が高い。Jan Trost, "Parental Benefits-A Study of Men's Behavior and Views", CURRENT SWEDEN, No.306, The Swedish Institute, June 1983.
  - 21) スウェーデンにおける眞の男女平等は、「子どもと家庭に対し、男女がそれぞれ平等に責任分担し、かつ、労働の場でも平等に能力を発揮できること」を目標としている。そのため、1970年代後半からは、従来の平等(jämlikhet)のほかに、新しい平等(jämställdhet)という言葉が一般的に使われるようになった。Birgitta Wistrand, "SWEDISH WOMEN ON THE MOVE", The Swedish Institute, 1981, pp. 5～16.
  - 22) 報告書は、開催毎に出されているが、ほぼ全体をまとめたものとして以下がある。"MANNEN I FÖRÄNDRING", Idéprogram från arbetsgruppen ommansrollen, Tiden/Arbetsmarknadsdepartementet, 1985.
  - 23) "KVINNOR UTBILDNING ARBETSMARKNAD", Projekt katalog 1986/87, Arbetsmarknadsdepartementet, 1987, s. 38～40.
  - 24) "70 TIMMARS ARBETSVECKA-FUR SKADET FÖRDELAS?, Om arbetstid och jämställdhet", DELFA Rapport Nr. 10, januari 1985, s. 36～37.
  - 25) "EN JÄMLIKARE ARBETSVECKA-MÖJLIG-

- HETER OCH HINDER, *Om arbilstider och jämsättlighet* DELFA Rapport Nr. 12, augusti 1985, 46~47.
- 26) Bo Bengtson, "NEW LEGISLATION IN SWEDISH FAMILY LAW-MODERN LEGISLATION FOR MODERN PEOPLE", CURRENT SWEDEN, No. 366, The Swedish Institute, October 1988.  
坂本優子「スウェーデンの事実婚」,『事実婚の比較法的研究』太田・溜池編,有斐閣,1986年,371頁以下。
- 27) 1986年現在,世界127か国中,両親に育児休暇を認めている国は9か国である。山崎隆志「諸外国における母性保護制度—127カ国の現状—」,『レフアレンス』第429号,1986年10月,121頁。  
(ふるはし えつこ)